

法定外公共物工事許可申請について

法定外公共物工事とは、法定外公共物(里道や水路など)に管理者以外の者が区域内において、設計および実施計画について管理者の承認を受けたうえで、実施する工事の通称です。なお、工事に関する費用はすべて申請者の負担となります。

※ 工事をされる際は地元自治会または水利組合と協議のうえ、申請してください。

工事に該当する具体例

- ・歩道の切下げ（出入口の設置）
 - ・ガードレール新設、撤去
 - ・植栽帯や街路樹の樹木撤去
 - ・舗装、L型側溝の復旧または新設
- など

進入に伴う乗り入れ工事については、当課および地元自治会または水利組合と事前に協議をしてください。

申請書の提出について

手続きの流れ

処理期間：概ね1週間程度

- ① 法定外公共物工事許可申請書を当課に申請（2部）
↓
- ② 当課にて書類審査
↓
- ③ 許可書お渡し
↓
- ④ 工事着手届を当課に提出（工事着手前）
↓
- ⑤ 工事完了届を当課に提出（工事完了後速やかに）
※ 必要に応じて、完了検査を実施する場合があります。

提出部数

2部

下記資料を添付してください。

1. 位置図 住宅地図等で申請箇所が明瞭に判別できる図面
2. 現況平面図、現況横断面図
3. 計画平面図

4. 計画横断図
5. 構造図、舗装構成図
6. 安全対策図
7. 公図の写し
8. 地積測量図
9. 同意書
10. 現況写真（全体と詳細）
11. その他町長が必要と認める書類

現場施工での注意事項

許可書に別添「許可条件」の記載内容を十分に理解したうえで工事に着手してください。

また、工事施工区域内における歩行者や通行車両の安全確保の観点から、工事現場内の各種標識、バリケード、夜間照明等の安全施設の点検や防護柵の転倒防止、現場内の清掃及び工事用資材・機器の整理整頓、交通誘導員への適切な指示を実施し、夜間・休日においても適宜巡回を実施するなど安全で安心な市民生活確保のための安全対策、現場管理に万全の措置を講じてください。